

成年後見人等の辞任許可申立てについて

●概要

成年後見人（保佐人・補助人・未成年後見人）は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。正当な事由とは、後見事務を遂行し得ない遠隔地で職務に従事する場合、成年後見人の職務が長期間になった場合、老齢・疾病・身体障がい等による負担加重などである。当面の具体的な目的の遂行のために専門家成年後見人が選任されたが、その目的を達し、親族の成年後見人に交代する場合等も考えられる。

●申立権者

- 辞任の許可を求める成年後見人等

●管轄（申立書を提出する裁判所）

後見等開始の審判をし、またはその事件の係属する家庭裁判所

●申立費用

- 収入印紙 800円分（申立て手数料）
- 収入印紙 1400円分（登記手数料）
- 予納郵便切手 1089円分を1組，519円分を1組，84円を5枚，10円を10枚

●添付書類

※ 戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。

- 申立人の戸籍謄本及び住民票もしくは戸籍の附票
- 本人の戸籍謄本及び住民票もしくは戸籍の附票，後見登記事項証明書

※ 開始申立時に提出してあり、記載内容に変更がない場合は、不要場合があります。

※ 同じ書類は1通で足りません。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。